

## 健康診査を受診しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目的に、健康診査を実施しています。  
健康診査の実施方法については、市町村によって異なりますので、健康診査のご案内を確認いただくか、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

健康診査種類	医科	歯科口腔(こうくう)
目的	生活習慣病やその傾向があるかたを早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことで、被保険者の健康の保持・増進に資することを目的とする。	口腔機能低下や誤嚥(ごえん)性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持、改善することを目的とする。
対象者	千葉県後期高齢者医療被保険者	千葉県後期高齢者医療被保険者のうち、 <u>昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれのかた。</u> <u>広域連合での歯科口腔診査は、76歳になる年度の1回限りです。</u>
主な健診項目	○基本項目 ・診察 ・身体計測 ・血圧測定 ・血液検査 (脂質、肝機能、血糖) ・尿検査 (腎機能、尿糖)  ○詳細項目 (一定の基準を満たし、医師が必要と認めた場合に対象となります。)	○口腔診査 ・歯と歯肉の状況 (むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど) ・口腔機能の状況 (舌の動き、物を飲み込む力など)  ○口腔衛生指導 ・むし歯、歯周疾患の予防法など
実施する医療機関	市町村ごとに異なる	千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関(4月1日以降、広域連合ホームページに健診協力医療機関の名簿を掲載します。)
実施期間	市町村ごとに異なる	平成30年6月1日～平成30年12月28日
費用	健康診査に係る窓口負担はありません。 (健康診査後の治療に要する費用は、有料となります。)	

健康診査の詳細につきましては、お住まいの市町村の担当窓口までお問い合わせください。

## アンケートにご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復師、はりきゅう・マッサージ等の施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることがあります。(受診を控えていただく目的ではありません。)

アンケートが届いた際は、ご協力をお願いいたします。